

事務連絡  
令和3年3月16日

四国国際物流戦略チーム 関係各位

四国地方整備局 港湾空港部  
クルーズ振興・港湾物流企画室長

国際コンテナ戦略港湾への集貨に向けた税関への申告について

平素より、港湾行政の推進に格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、別添のとおり国土交通省港湾局国際コンテナ戦略港湾政策推進室長・計画課企画室長より事務連絡の送付がありました。

本件対応については、国土交通省港湾局より関係する事業者に対して周知を行ったところでございますが、四国国際物流戦略チームの関係者の皆様にも、参考までにご連絡いたします。

以上

事務連絡  
令和3年3月16日

北海道開発局港湾空港部港湾計画課課長補佐 宛  
東北地方整備局港湾空港部港湾計画課物流企画室長 宛  
関東地方整備局港湾空港部港湾計画課物流企画室長 宛  
北陸地方整備局港湾空港部港湾計画課物流企画室長 宛  
中部地方整備局港湾空港部港湾計画課物流企画室長 宛  
近畿地方整備局港湾空港部港湾計画課物流企画室長 宛  
中国地方整備局港湾空港部港湾計画課物流企画室長 宛  
四国地方整備局港湾空港部港湾計画課物流企画室長 宛  
九州地方整備局港湾空港部港湾計画課物流企画室長 宛  
沖縄総合事務局開発建設部港湾計画課長 宛

国土交通省港湾局  
国際コンテナ戦略港湾政策推進室長  
計画課企画室長

国際コンテナ戦略港湾への集貨に向けた税関への申告について

平成22年8月から、我が国の港湾の競争力を高めるため、「選択」と「集中」に基づき国際コンテナ戦略港湾として阪神港及び京浜港を選定し、現在、「集貨」、「創貨」、「競争力強化」の3本柱で国際コンテナ戦略港湾政策を推進しているところです。

今般、国際コンテナ戦略港湾政策の集貨施策につきまして、「通関業者等が、国際コンテナ戦略港湾の税関に輸出入申告を実施し、トランシップして貨物を輸出入する際、国際コンテナ戦略港湾において税関の検査が発生した場合、通関業者等による税関検査への立会いが困難な場合がある。」という指摘が、日本港運協会からあり、改善策を検討するよう要望を受けました。このご指摘に関して、税関による既存の制度の紹介と制度活用の効果について、集貨施策の観点から、関係する事業者に別添のとおり周知を行いました。

※ 通関業者等とは、国際コンテナ戦略港湾付近以外で営業する通関業者等を指す。

本件は、全国の国際物流の効率化にも関連することから、各地方整備局等におかれでは、国際物流戦略チーム等の関係者に周知くださいますようお願いいたします。

国港経第82号  
令和3年3月5日

一般社団法人 国際フレイトフォワーダーズ協会 会長 殿  
一般社団法人 日本港運協会 会長 殿  
一般社団法人 日本物流団体連合会 会長 殿  
公益社団法人 日本ロジスティクスシステム協会 会長 殿  
日本内航海運組合総連合会 会長 殿  
日本海運貨物取扱業会 会長 殿  
公益社団法人 全日本トラック協会 会長 殿

国土交通省港湾局長  
(公印省略)

#### 国際コンテナ戦略港湾への集貨に向けた税関への申告について

平素より、港湾行政に多大なるご理解とご協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

平成22年8月から、大型化が進むコンテナ船に対応し、アジア主要国と遜色のないコスト・サービスを実現し、我が国の港湾の競争力を高めるため、「選択」と「集中」に基づき国際コンテナ戦略港湾として阪神港及び京浜港を選定したところです。その後、広域からの貨物集約等による「集貨」、国際コンテナ戦略港湾背後への産業集積による「創貨」、大水深コンテナターミナルの機能強化等による「競争力強化」の3本柱で国際コンテナ戦略港湾政策を推進して参りました。

今般、国際コンテナ戦略港湾政策の集貨施策につきまして、「通関業者等が、国際コンテナ戦略港湾の税関に輸出入申告を実施し、トランシップして貨物を輸出入する際、国際コンテナ戦略港湾にて輸出入通關による税関の検査が発生した場合、通関業者等による税関検査への立会いが困難である。」という指摘がありました。このご指摘に関して、税関による既存の制度の紹介と制度活用の効果について、集貨施策の観点から、周知いたします。

※ 通関業者等とは、国際コンテナ戦略港湾付近以外で営業する通関業者等を指す。

#### 【既存の制度】

輸出貨物の現品検査に際しては、輸出者又はその代理人若しくはこれらの者に代わる者の立会いが必要とされており、輸出者又は申告を行った通関業者以外の方に検査の立会いを委託することが可能です。これは、輸入貨物についても同様です。詳しくは、以下の税関ホームページをご覧ください。

関税法基本通達（67-1-7(7)、67-3-10(4)）

<https://www.customs.go.jp/kaisei/zeikantsutatsu/kihon/TU-S47k0100-s06-01~02.pdf>

<https://www.customs.go.jp/kaisei/zeikantsutatsu/kihon/TU-S47k0100-s06-03~04.pdf>

輸出入申告官署の自由化【Q&A】（Q4-3、4-5、4-6）

[https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/useful/03\\_jiyuka\\_qa.pdf](https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/useful/03_jiyuka_qa.pdf)

また、平成23年10月より施行されている、輸出通関における保税搬入原則の見直しによって、税関に対して、保税地域への搬入前に輸出申告が可能となっています。

#### 【制度活用の効果】

これらの制度を活用することで、国際コンテナ戦略港湾以外の港湾と国際コンテナ戦略港湾との間を内航航路（国際フィーダー航路）で輸送中に、輸出入申告といった税関手続を開始でき、輸送時間を有効に活用することができます。また、国際コンテナ戦略港湾で税関検査が行われる場合でも、遠方の通関業者は検査の立会いを委託可能であることから、税関検査への立会いの懸念なく国際コンテナ戦略港湾でのトランシップが利用可能です。

更に、搬入前の輸出申告を行うことにより、申告時点での取扱いが「検査扱い」となった場合には国際コンテナ戦略港湾に貨物が到着する前に検査実施のための連絡・調整ができるなど、国際コンテナ戦略港湾における貨物の動きの予見可能性が高まります。

別紙に当該制度を活用した概要図を記載していますのでご参照ください。

また、上述の税関検査の立会の委託に関する支援制度の創設を阪神国際港湾株式会社及び横浜川崎国際港湾株式会社において検討中ですので、あわせて周知いたします。

今後とも、国際コンテナ戦略港湾政策を含めました港湾行政へのご理解、ご協力のほど、何卒宜しくお願い致します。

以上

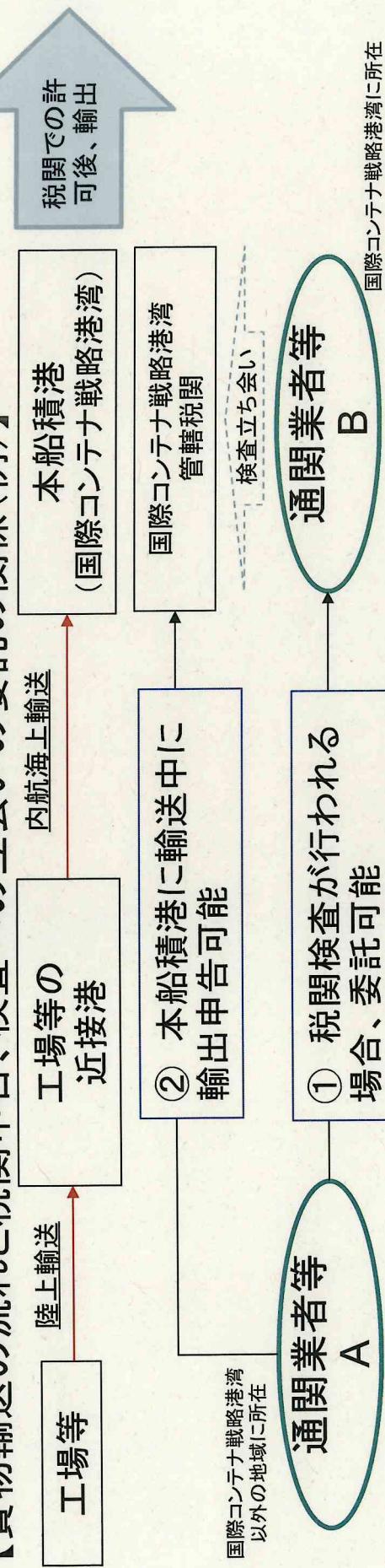
# 既存の税関制度を踏まえた輸出の概要図

別添：別紙

## 【既存の制度】

- ① 申告した通関業者以外の方に、税関検査への立会いを委託可能。
- ② 保税地域搬入前でも輸出申告が可能。

## 【貨物輸送の流れと税關申告、検査への立会いの委託の関係（例）】



## 【既存制度活用による効果】

- ・国際コンテナ戦略港湾以外の港湾から国際コンテナ戦略港湾に向けた内航航路で輸送中に税関手続が開始でき、輸送時間の有効活用が可能。
- ・検査の立会いを委託可能であることから、税関検査への立ち会いに対する懸念を解消。
- ・申告時点での取扱いが「検査扱い」となった場合、国際コンテナ戦略港湾における貨物の動きの予見可能性が向上。

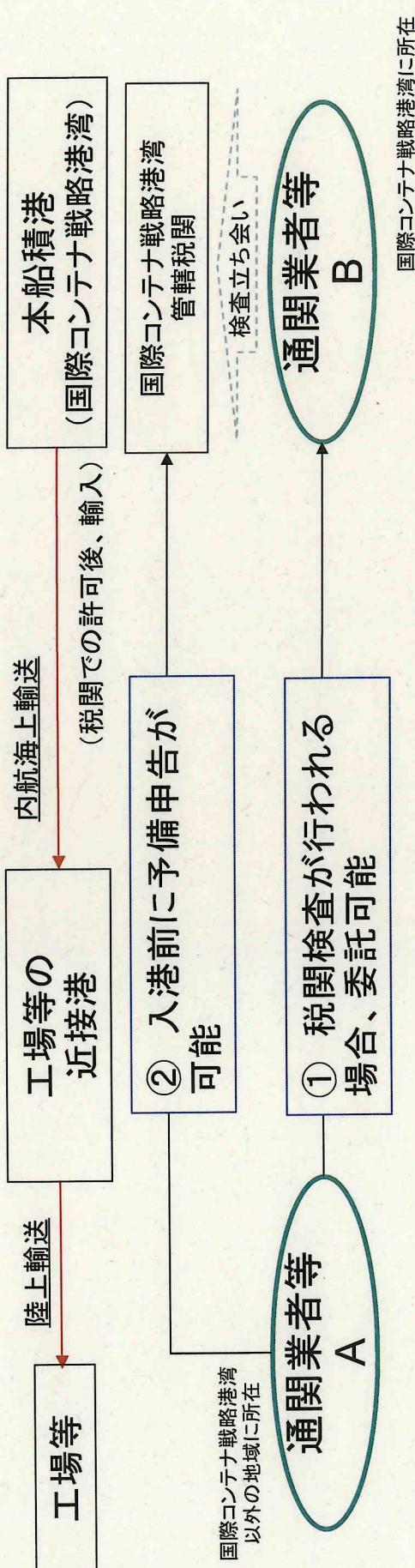
# 既存の税関制度を踏まえた輸入の概要図

別添：別紙

## 【既存の制度】

- ① 申告した通関業者以外の方に、税関検査への立会いを委託可能。
- ② 保税地域（国際コンテナ戦略港湾）搬入前に予備申告が可能。

## 【貨物輸送の流れと税関申告、検査への立会いの委託の関係（例）】



## 【既存制度活用による効果】

- ・ 検査の立会いを委託可能であることから、税関検査への立会いに対する懸念を解消。
- ・ 予備申告での取扱いが「検査扱い」となった場合、国際コンテナ戦略港湾における貨物の動きの予見可能性が向上。